



改 正 案				現 行			
		第2条第45号に定める手数料の金額の10分の1を乗じて得た金額				第2条第43号に定める手数料の金額の10分の1を乗じて得た金額	
2	(略)	新たに編入される開発区域の面積に応じ第2条第45号に定める手数料の金額		2	(略)	新たに編入される開発区域の面積に応じ第2条第43号に定める手数料の金額	
3	(略)	(略)		3	(略)	(略)	
別表第7 (第2条第47号関係) (略)				別表第7 (第2条第45号関係) (略)			
別表第8 (第2条第48号関係) (略)				別表第8 (第2条第46号関係) (略)			
別表第9 (第2条第53号関係) (略)				別表第9 (第2条第51号関係) (略)			